

三田市長 殿

## 成人式出席年齢に対する要望書

2018年6月13日に、民法の改正により2022年4月以降、成人年齢が今の20歳から18歳に引き下げられることが決定しております。施行に伴い、成人式の出席年齢については各自治体の判断に委ねられておりますが、未だ検討中との回答を頂いております。

弊社は、振袖レンタルを行っている事業者ですが、レンタルの予約が年々早まっている中、既に、2023年迄に20歳を迎えられる方のご予約も多数承っております。弊社は、同一商品を、満20歳の成人式出席を想定し、成人式の年度別に予約を承っております。同業他社様も同じような事が考えられます。その状況で例えば、2023年1月の成人式出席者が満18歳（2005年生）満19歳（2004年生）満20歳（2003年生）の3世代同時出席になった場合、同一商品の予約が3世代被ってしまい、2世代の方にお貸出し出来ないことが起こりうり、大変な混乱が生じることが予想されます。

そのような事態にならない為に、次の事項について要望致しますが、出来ましたら、一度関係事業者の意見を聞かれ、慎重にご検討頂きたく存じます。

2020年2月19日

株式会社泰和

代表取締役 吉村 隆

京都府京都市南区上鳥羽南鉾立町

075-671-1877

### 記

1. 成人式出席年齢を現行の満20歳のみ対象とする要望
2. 成人式開催日程を現行の1月第2週月曜日又は日曜日を基本とする要望
3. 万一満18歳～20歳の3世代が同年度の成人式出席となる場合は、成人式の日程を世代別に約2ヶ月ごと空けて開催頂くことを要望

以上